

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境影響評価審議会
会長 露 崎 史 朗



(仮称)石狩市浜益沖浮体式洋上風力発電実証事業 計画段階環境配慮書について (答申)
令和 5 年(2023 年)12 月 6 日付け環境第 884 号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり
答申します。

記

本事業は、浮体式洋上風力発電の早期実用化を図ることを目的とした実証事業を行うため、石狩市の陸域から概ね 6.5km 以遠、水深 70~80m の約 240ha の海域を事業実施想定区域として、浮体基礎下部からの高さ最大 259m 程度、ローター直径 220m 程度、最大 2 基の浮体式の風力発電機による最大出力 28,000kW の洋上風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域及びその周辺には、動物の注目すべき生息地である海鳥の重要生息地(マリーン IBA)が存在するほか、ネズミイルカなどの希少な海洋生物の生息等の情報がある。また、同区域及びその周辺には、環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種種の検討に当たっては、2 の個別的事項の内容を十分に踏まえ、海外の事例を含めた最新の知見の収集や地域の状況に精通した複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的知見を踏まえた予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(2) 本配慮書では計画段階配慮事項として選定されていないが、海底ケーブルの敷設などによる水の濁り、地形改変や施設の有無による流向・流速の変動及び工事の実施や施設の稼働に伴う水中音、並びにそれらが生態系に及ぼす影響などについても懸念されることから、方法書以降の手続きにおいては、計画段階配慮事項の選定の有無に関わらず、影響を受けるおそれがある項目については漏れなく環境影響評価の項目として選定した上で、最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(3) 事業実施想定区域及びその周辺には環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あることから、必要な情報を入手し、累積的影響が生じるおそれのある環境影響評価項目を漏れなく選定すること。その上で、適切に調査、予測及び評価を実施し、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(4) 石狩市のゾーニング計画を踏まえ、同市と十分に調整を図り、方法書ではその結果を反映した計画とすること。

- (5) 今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、関係市町、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。また、事業実施想定区域内には漁業権設定区域が含まれていることから、風車の配置などの事業計画の検討に当たっては、特に漁業関係者からの理解が得られるよう事前に十分な協議や調整を行うこと。
- (6) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能にすることや、図書の内容の継続性を勘案し、縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 動物

- ア 事業実施想定区域及びその周辺には、ウミガラスなどの希少な海鳥の繁殖地である天売島を中心とした海鳥の重要生息地(マリーン IBA)が存在する。また、専門家ヒアリング等において、天売島で繁殖するウトウの採餌場の存在や希少なコウモリ類の生息、ネズミイルカなどの希少な海洋生物の生息などに関する情報も得られている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、希少な鳥類やコウモリ類の利用状況、海洋生物の生息状況や海産魚類の産卵場及び稚仔の成育場などに関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバットストライク、工事に伴う騒音や水の濁り、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置、工事の方法・時期等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。
- イ 風車の設置などにより改変する可能性のある環境に生息する動物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息環境への影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 生態系

本配慮書では、海域の生態系については「標準的な手法を提示できる段階ではないとされている」との理由から計画段階環境配慮事項として選定されていない。しかし、工事の実施や施設の存在及び稼働に伴う海域の環境の変化等による生態系への影響が長期間にわたり広範囲に及ぶおそれがあるため、方法書以降の手続きにおいては、最新の知見等の収集に努めるとともに、専門家等からの助言を得ながら調査、予測及び評価の対象や手法について十分な検討を行うこと。

(3) 景観

本配慮書では、主要な眺望点については、関係自治体や観光協会のホームページに掲載の情報などにに基づき選定しているが、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所を含め、関係自治体に限らず、その他機関等へのヒアリングなどにより他に選定すべき眺望点がないか改めて検討すること。

また、景観資源については、自然性の観点から選定しているが、歴史・文化性の観点からも選定するとともに、関係機関等へのヒアリングなどにより他に追加すべき景観資源がないか改めて検討すること。

これらを踏まえ、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。